

# 議案第1989号

特殊建築物の敷地の位置について(南相馬市)

# 1 建築基準法第51条(特殊建築物の位置)

---

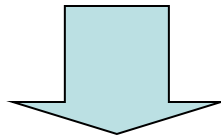
都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

※特定行政庁：建築基準法を執行する機関(建築主事が置かれている自治体の長)

## 2 建築基準法施行令で定める処理施設

法第51条に規定する「その他政令で定める処理施設」とは、廃棄物処理法施行令第5条に規定する『ごみ処理施設』及び同令第7条に規定する『産業廃棄物処理施設』を指す。



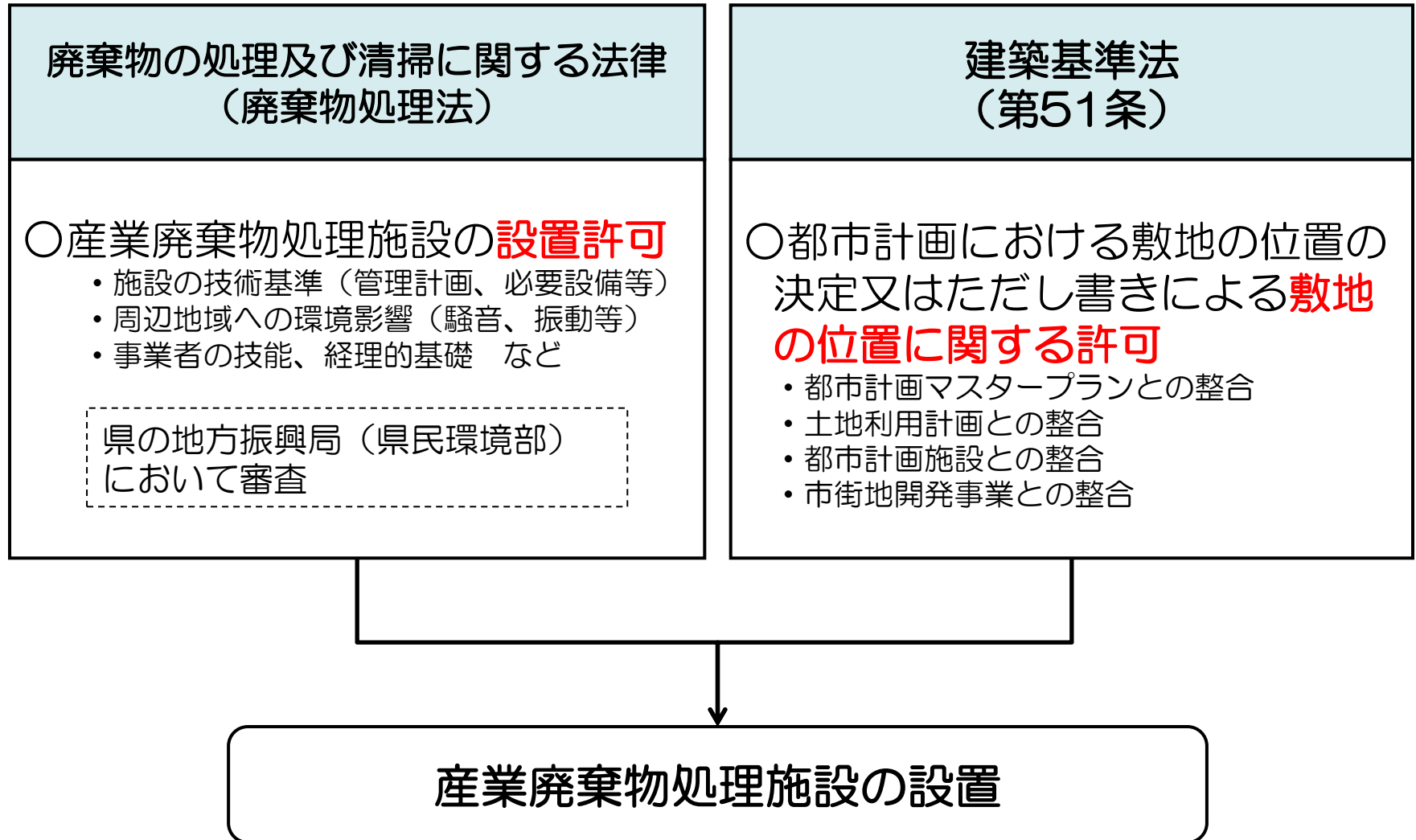
### 廃棄物処理法施行令第7条

(第8の2号)

**木くず、がれき類の破碎施設**

(一日当たりの処理能力が5トンを超えるもの)

### 3 産業廃棄物処理施設の設置に必要な手続き



## 4 都市計画上の支障の有無(4つの視点)

---

### 1 都市計画マスタープランとの整合

- ・当該市町村の都市計画マスタープランの内容と著しく乖離しないこと。

### 2 土地利用計画との整合

- ・土地利用計画上支障がないこと。
- ・原則として住居系を避け、工業系用途地域とすること。

### 3 都市計画施設との整合

- ・道路、公園等の都市計画施設に支障を与えないこと。

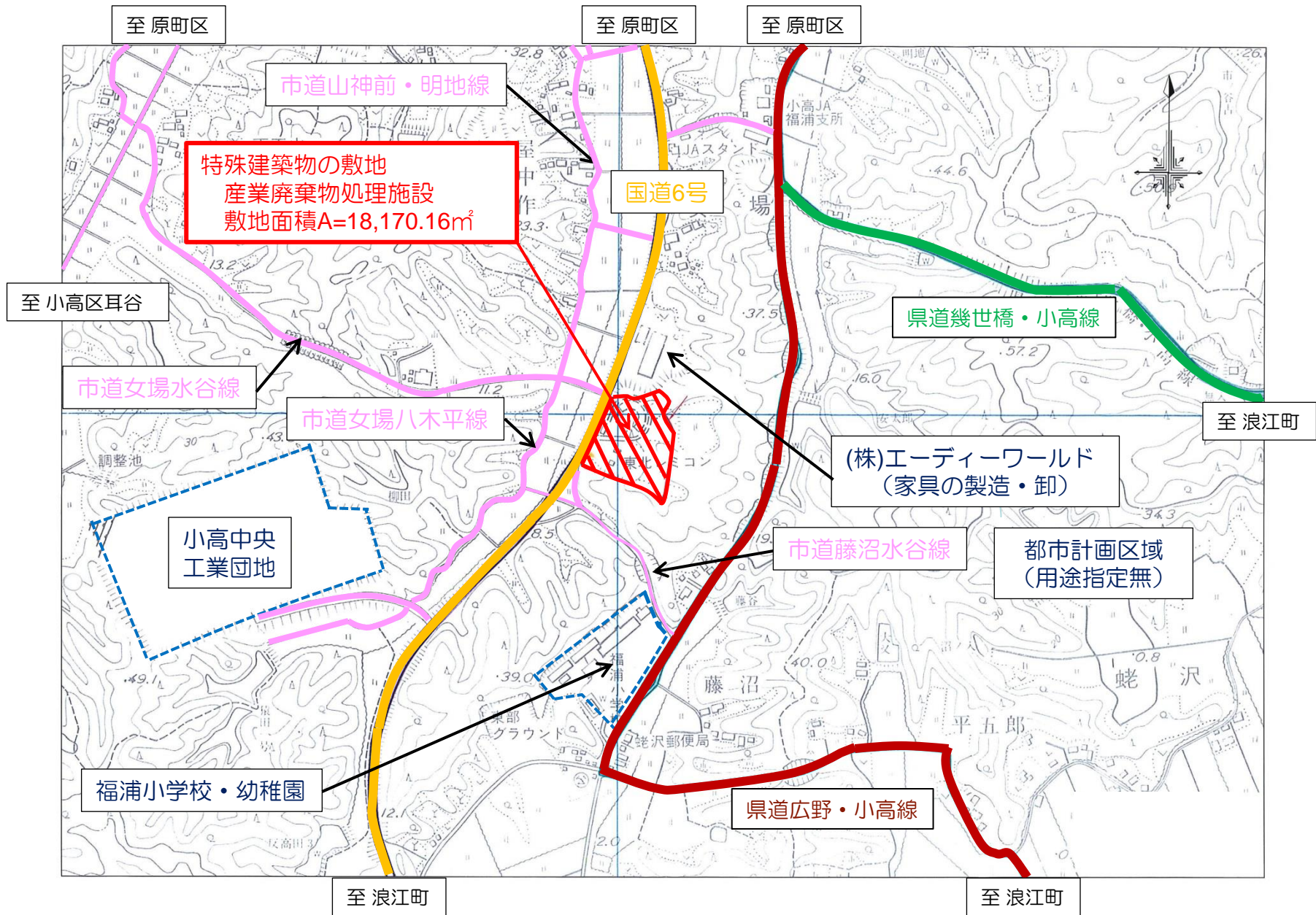
### 4 市街地開発事業との整合

- ・土地区画整理事業、市街地再開発事等の市街地開発事業に整合していること。

# 5 特殊建築物の概要







## 【会社の概要】

- 社名 世紀東急工業株式会社
- 代表者 代表取締役社長 佐藤 俊昭
- 本社所在地 東京都港区芝公園2丁目9番3号
- 現在の事業 総合建設業（主に舗装工事）  
アスファルト混合物製造業  
産業廃棄物処理（中間処理）に関する事業

## 【産業廃棄物処理施設（中間処理）の概要】

- 施設名 世紀東急工業株式会社 アスファルト舗装合材プラント工場
- 所在地 南相馬市小高区女場字山神前1番の一部 外30筆
- 敷地面積 18,170.16㎡（借地）
- 建物面積 1,003.44㎡（自己所有）
- 処理施設 破碎施設
  - ・破碎機の処理能力（がれき類 576 t / 日※）

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の許可対象施設

・第7条第8の2号：木くず、がれき類の破碎施設（処理能力5 t / 日を超えるもの）

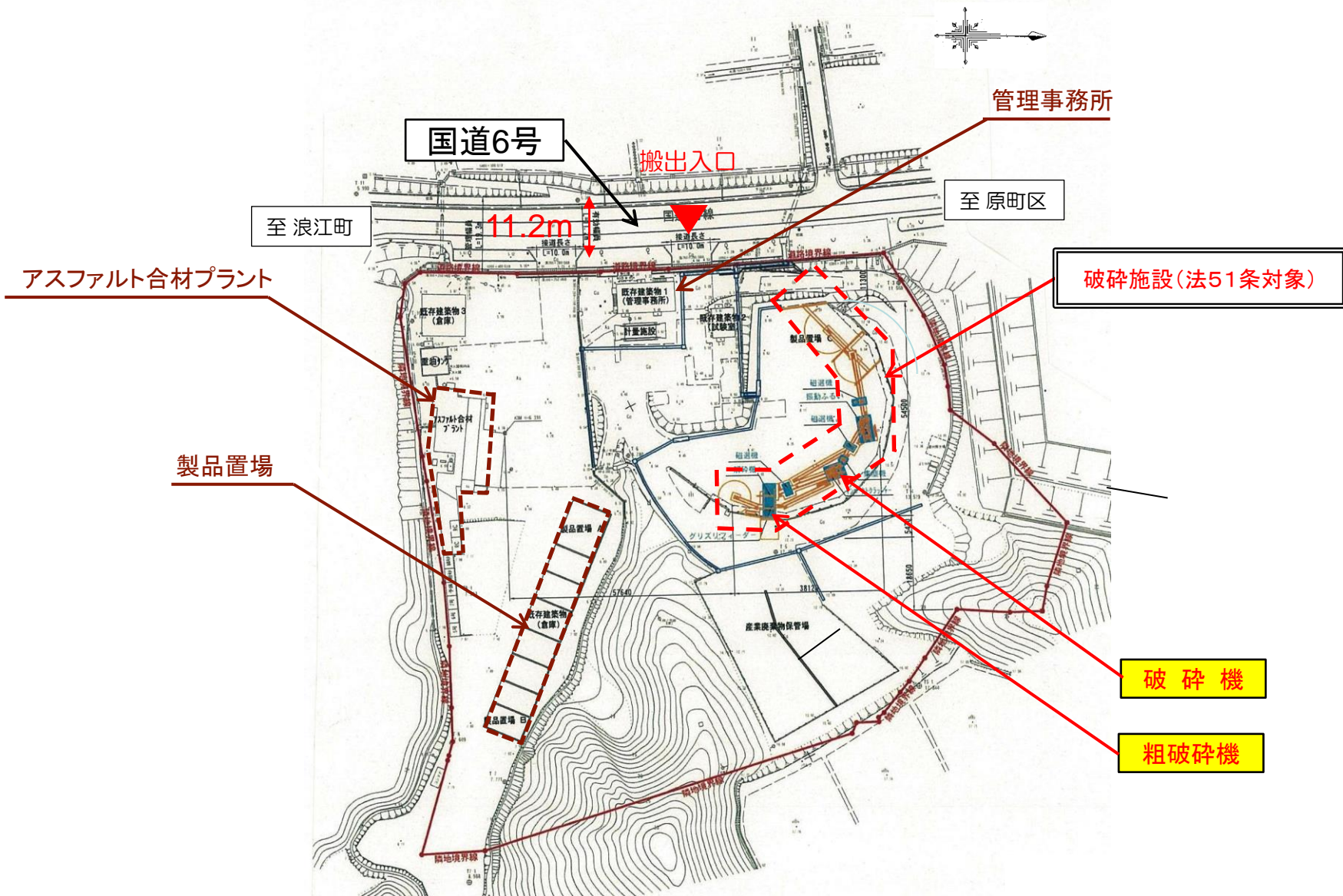
## ○中間処理材の種類及び流通

- ①受入品：がれき類、コンクリート殻、ガラスくず及び陶磁器くず
- ②出荷品：再生骨材



【凡例】

- : 今回新施設 (破碎施設、法51条対象)
- : 主要既存施設 (アスファルト合材プラント施設)



議案第1989号 現地写真  
(搬出入口・搬出入路)

← : 撮影方向



B



搬出入口から見た国道6号①

A



国道6号から見た搬出入口

C



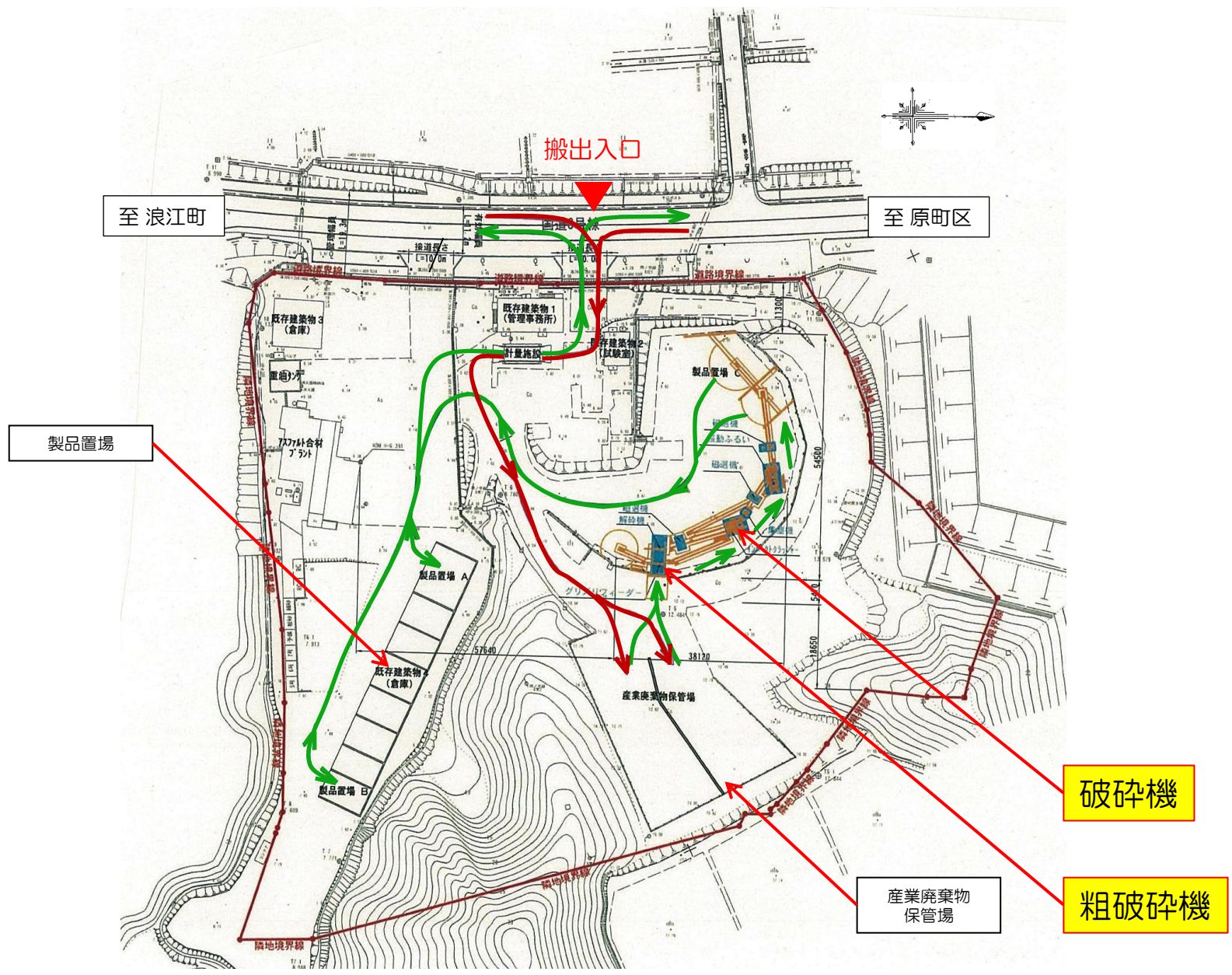
搬出入口から見た国道6号②



【凡例】 → (red) : 搬入動線

→ (green) : 搬出動線

議案第1989号 搬出入動線図



19	散水装置	2	
18	制御盤	1	
17	集塵機	1	MK-750W型 5.5kw+0.4kw 67m³/min
16	ベルトコンベヤー	1	500W×1000L GM2.2kw 0°正逆式 (トラス構造)
15	吊下げ磁選機	1	HL-500型 0.8kw 電動トロリ0.4kw
14	ベルトコンベヤー	1	500W×2100L GM5.5kw 17°
13	ベルトコンベヤー	1	500W×2250L GM5.5kw 12°
12	水平振動フルイ	1	SLR1236型 2段 3.7kw×2台 切替シュート
11	ベルト式吊下磁選機	1	電磁式 HUF-340型 2.5kw+1.5kw
10	ベルトコンベヤー	1	500W×1850L GM5.5kw 17°
9	ベルトコンベヤー	1	500W×1450L GM3.7kw 8°
8	ベルトコンベヤー	1	500W×720L GM2.2kw 17°
7	ベルトコンベヤー	1	500W×550L GM2.2kw 0°正逆式
6	インパクトクラッシャー	1	平ガラス 0.47/1050型 0.9kw+1.5kw 電動ホイス1.8kw+0.3kw
5	ベルト式吊下磁選機	1	電磁式 HUF-S45型 3.4kw+1.5kw
4	ベルトコンベヤー	1	750W×1850L GM5.5kw 17°
3	2軸解砕機	1	日本 RC-40型 1.9kw×2台 電動ホイス1.8kw+0.3kw
2	グリズリーフィーダー	1	アースH2F3型 5.5kw 可変速
1	原料ホッパー	1	3000×2200×1100H 水張3.5m³
番号	機名・部品名	数量	仕様・その他

破碎機

粗破碎機

破碎機

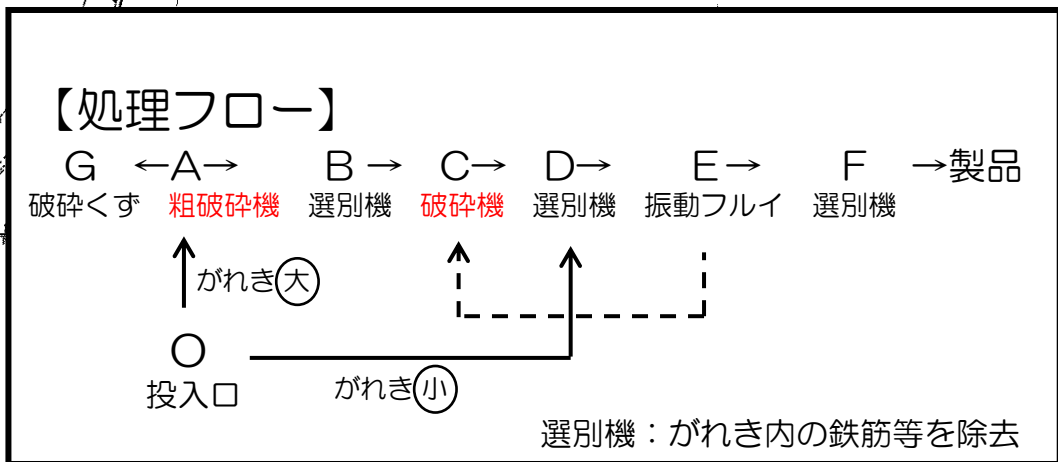
粗破碎機

A 粗破碎機

C 破碎機



【イメージ図】





## 6 都市計画上の支障の有無(4つの視点)

視 点	状 況
1 市町村都市計画マスタープランとの関係	小高都市計画マスタープランにおいては、国道6号沿道は交通条件の利便性を活かした土地利用を進めていく区域となっており、マスタープランと著しい乖離が無い。
2 土地利用計画との関係	当該地は用途地域の指定の無い都市計画区域であり、既にアスファルトプラントとして利用されている。また、敷地周辺は、小高中央工業団地が存するなど工業生産拠点として土地利用されているため、土地利用計画上、支障なし。
3 都市計画施設との関係	当該地に都市計画施設はないため、支障なし。
4 市街地開発事業との関係	当該地に市街地開発事業は計画されていないため、支障なし。